

鹿 児 島 県 公 報

平成27年 9 月 24 日（木）第3147号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告	示	
○森林病虫害等防除法の規定に基づく特別伐倒駆除命令		（森づくり推進課取扱い） 1
○漁業の免許		（水産振興課取扱い） 2
○都市計画道路の変更案の縦覧		（都市計画課取扱い） 2
○都市計画道路の変更に係る図書の写しの縦覧		（都市計画課取扱い） 3
公	告	
○開発行為に関する工事の完了公告		（建築課取扱い） 3
○落札者等の公告		（免許管理課取扱い） 3
公 安 委 員 会 告 示		
○遊技機の型式の検定の告示		（生活安全企画課取扱い） 4

告 示

鹿児島県告示第856号

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第2項の規定により、次のとおり特別伐倒駆除命令をする予定である。

平成27年 9 月 24 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 区域及び期間

(1) 区域

指宿市の区域内に存する松林のうち次の区域（「次」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び指宿市役所に備え置いて縦覧に供する。）

(2) 期間

平成27年10月14日から平成28年 3 月 18 日まで

2 行うべき措置の内容

松くい虫の付着している松の樹木の存する松林を所有し、又は管理する者は、当該松の樹木を伐倒して破砕するか、又は当該松の樹木を伐倒して焼却（炭化を含む。）すること。

3 命令しようとする理由

1の(1)の区域において松くい虫の被害が発生しており、2に掲げる措置を行わなければ松くい虫の被害が異常にまん延し、同区域及びその周辺の高度公益機能森林及び被害拡大防止森林に重大な損害を与えるおそれがあるため

4 その他

(1) 2に掲げる措置については、森林害虫防除員の指示に従って行うこと。

(2) 2に掲げる措置について破砕を行う場合は、破砕後の木片の厚さが6ミリメートル（木材チップャーにより破砕する場合にあっては、15ミリメートル）以下となるように破砕を行うこと。

(3) 2に掲げる措置を行った者は、平成28年 3 月 18 日（金）までに、森林病虫害等駆除実施届出書（別記様式）を、知事に提出しなければならない。

(4) 知事は、森林病虫害等駆除実施届出書の提出があったときは、当該届出者が2に掲げる

措置を行ったかどうかを確認して損失補償金の額を決定し、損失補償金を交付する。

- (5) 知事は、2に掲げる措置を行うべき松林を所有し、又は管理する者が、1の(2)の期間内に2に掲げる措置を行わないとき、行っても十分でないとき、又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがある。
- (6) 知事は、(5)に掲げる措置を行った場合において、その費用の額が2に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受けることとなるべき補償金の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することがある。
- (7) 1の(1)の区域内において松林を所有し、又は管理する者は、この告示の日から2週間以内に、理由を記載した書面をもって知事に不服を申し出ることができる。

(別記様式)

年 月 日

鹿児島県知事 殿

届出人 住所

氏名

印

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

森林病虫害等駆除実施届出書

森林病虫害等防除法施行細則第1条の規定により、次のとおり届け出ます。

命ぜられた措置の内容	森林（伐採跡地を含む。）の面積	樹木若しくは伐採木等の本数又は伐採跡地の根株数		樹木又は伐採木等の材積		
		ヘクタール	本又は株	立方メートル		
実施地区又は場所	実施期間 年 月 日から 年 月 日まで	実施に要した費用				
		種別	数量	単価	金額	
		人夫	人	円	円	
		薬剤	リットル	円	円	
		その他			円	
		計			円	

注 氏名を自筆で記入したときは、押印を省略することができる。

鹿児島県告示第857号

漁業法（昭和24年法律第267号）第10条の規定により、平成27年9月11日付けで次のとおり漁業の免許をした。

平成27年9月24日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島海区

区画漁業（第1種）

かき養殖業

漁場番号	免許番号	漁業権者		免許の内容
		住所	氏名又は名称	
鹿特区か（垂） 第16号	同左	志布志市志布志町帖6617番地 17	志布志漁業協同組合	平成27年5月29日鹿児島県告示第522号で公示したとおり。
鹿特区か（垂） 第17号	同左	志布志市志布志町帖6617番地 17	志布志漁業協同組合	同上

鹿児島県告示第858号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規

定により都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、当該都市計画の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、鹿児島県に意見書を提出することができる。

平成27年9月24日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 都市計画の種類及び名称
 - (1) 種類 枕崎都市計画道路
 - (2) 名称 3・4・4号港線
- 2 都市計画を変更する土地の区域
変更する部分
枕崎市立神本町の一部
- 3 都市計画の案の縦覧場所
鹿児島県土木部都市計画課及び南薩地域振興局建設部建設総務課並びに枕崎市建設課
- 4 縦覧期間及び時間
平成27年9月24日から同年10月8日までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

鹿児島県告示第859号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により日置市から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成27年9月24日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 都市計画の種類及び名称
 - (1) 種類 伊集院都市計画道路
 - (2) 名称 8・7・1号駅北口南口線
- 2 関係図書の縦覧場所
鹿児島県土木部都市計画課

公 告

開発行為に関する工事の完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成27年9月24日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
大島郡徳之島町亀津字上霜原4922番1の一部、4925番5、4926番1、4927番の一部及び4928番の一部
- 2 開発許可を受けた者の住所及び名称並びに代表者の氏名
佐賀県鳥栖市弥生が丘二丁目10番
ハウトク技研株式会社
代表取締役 豊原穰
.....

落札者等の公告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

平成27年9月24日

鹿児島県警察本部交通部免許管理課長 山下耕治

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量

- I C 運転免許証作成システムの賃貸借 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
鹿児島県警察本部交通部免許管理課会計係
鹿児島市南栄五丁目1番2号
 - 3 落札者を決定した日
平成27年8月18日
 - 4 落札者の氏名及び住所
株式会社DNPアイディーシステム
東京都新宿区新宿四丁目3番17号
 - 5 落札金額
78,563,520円
 - 6 特定調達契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
 - 7 一般競争入札の公告を行った日
平成27年7月7日

公安委員会告示

鹿児島県公安委員会告示第95号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の規定により申請のあった次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

平成27年9月24日

鹿児島県公安委員会委員長 山本良樹

遊技機の種類	型式名	製造者の氏名又は名称	検定番号
ぱちんこ遊技機	CRA衝撃ゴウライガンRR-Y	株式会社サンセイアールアンドディ	5P0830
ぱちんこ遊技機	CRクイーンズブレイド2WXC	株式会社高尾	5P0728
ぱちんこ遊技機	CRリアル鬼ごっこWAA	株式会社高尾	5P0767
ぱちんこ遊技機	CRクイーンズブレイド2WMB	株式会社高尾	5P0863
ぱちんこ遊技機	CR三國志～英雄集結～N-T1	株式会社ニューギン	5P0751
ぱちんこ遊技機	CR真・花の慶次M2-K1	株式会社ニューギン	5P0768
ぱちんこ遊技機	CRAへブンブリッジDX2	株式会社ソフィア	5P0803
ぱちんこ遊技機	CRAへブンブリッジDS2	株式会社ソフィア	5P0841
ぱちんこ遊技機	CRキャプテンハーロックEWD A	サミー株式会社	5P0820
ぱちんこ遊技機	CR緑ドンMC	株式会社ミズホ	5P0796
回胴式遊技機	パチスロガールズ&パンツァーC 3	株式会社オリンピア	5S0607